

## 「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」の趣旨説明に対する質疑

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム

堀越啓仁

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの堀越啓仁です。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族皆様にお悔やみ申し上げます。また、今なお闘病されている皆様にお見舞いを申し上げますと共に、コロナ対策に携わっている全ての医療、介護、障害福祉サービス、保健所業務等で、まさに最前線で闘っている皆様に、心から深く敬意と感謝を表します。

冒頭、現下のコロナ禍中のどさくさに紛れて、政府与党は検察庁法改正案を含む、国家公務員法等の改正案を、世論を無視し、強行に採決しようとすることは、我が党の枝野代表が指摘した通り、火事場泥棒以外の何物でもありません。

緊急事態宣言の下、国民には自粛と休業を要請している際に、安倍政権の恣意的検察人事を行うがための不要不急法案を、強引に通過させることは、三権分立を破壊し、検察の政治的中立性を極めて危うくするもので、断じて許されることではありません。改めて、強く抗議をいたします。

それでは共同会派を代表して、ただいま議題となりました「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」に対して質問いたします。

先日ご遺族が手記を発表され、自らの死をもって組織の不正を告発した元近畿財務局職員の赤木俊夫さんは、森友問題で決裁文書の改ざんを強いられても、生前に告発をすることは叶いませんでした。また内部から告発することが、どれほど大変なことなのか、そして内部から告発することが、どれほど大切なことなのかを、命を懸けて世に問うこととなり、深い哀惜の念に堪えません。

我が会派と共産党は、先月「森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査」の要請を大島衆院議長宛に行いましたが、立法府として真実の究明こそが、赤木氏の魂の叫びに少しでも報いるものであります。

人の大切な命が、尊い命が奪われた大きな問題です。与党も野党も関係ない。立法府としての責務を今、国会議員全員で果たそうではありませんか。

### **(改正案の提出が遅くなった理由)**

さて 2004 年に制定された公益通報者保護法は、本来、赤木さんのような正義を貫き、不正を是正したいという当然の行動をした人を守り、もって通報を促すことで企業等の組織の自浄作用を高め、公益を確保しようとする法律であります。

成立当時から、通報者や、通報対象事実の範囲が狭すぎる事、通報先ごとの通報者保護の要件が厳しすぎる事などから、不正を通報した人を守る法律になっていない、と批判されてきました。附則第 2 条においては、「法施行後 5 年を目途とした検討条項が規定され、衆参の委員会における附帯決議でも、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件等を含めて検討することとし、早期の見直しが求められておりました。しかしながら実際には既に 14 年が経過し、3 倍もの年月がかかっています。

なぜ、これほどまでに改正案の提出が遅くなったのか、衛藤国務大臣にその理由をお伺いいたします。

内部通報体制の整備の義務付けや、通報窓口の担当者等に守秘義務を規定するなどの評価すべき点も見られるところではありますが、全体として内容が不十分であることは否めません。

特に、衛藤国務大臣は 2018 年 12 月の消費者委員会の答申を踏まえて本改正案を提出したと述べているものの、本改正案の内容を見ると、答申の内容が そっくり抜け落ちているものや、改正項目として盛り込まれたものの、十分な内容とはなっていないものが見受けられます。

そこで、なぜ答申の内容がしっかり反映されていないのか、本改正案が「社会正義を貫き、不正を通報した人を真に守る法律」となっているのか、お伺いしていきたいと思います。

### **(不利益取扱いに対する行政措置を導入しない理由等)**

まず、第一に、通報経験者、日弁連、消費者団体等が何よりも求め、答申でも求めていた不利益取扱いに対する行政措置の導入が、なぜ見送られたのか伺います。

法施行後においても、通報者が事業者側から解雇、降格、異動、その他の事実上の嫌がらせといった、不利益取扱いを受ける事例が後を絶たず、消費者庁が2016年に実施した調査では、通報を行った労働者の約4割が何らかの不利益取扱いを受けたと回答しています。

現行法においては、通報を理由とした解雇、その他の不利益取扱いを禁止しているところではありますが、あくまでも民事ルールであり、不利益取扱いを是正するための行政措置や刑事罰の規定はなく、事業者には何らペナルティーが科されるわけではありません。

答申では「不利益取扱いに対する抑止の観点から、通報を理由として通報者に不利益取扱いをした事業者に対する、行政措置を導入すべきである」として、助言、指導を行うほか、重大かつ悪質な事案を対象に勧告を行い、勧告に従わない場合には、公表を行うなどと具体的措置が示されていたにもかかわらず、本改正案には措置も規定されておられません。

このような具体的措置が規定されない状況で、不利益取扱いを抑止できるとどうして考えられるのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。

また、通報者を保護する法律 と言いながら、通報者自らが自らを守るために裁判を起こす他に救済手段がありません。これでは、不利益取扱いを抑止するのではなく、通報を抑止する法律と思われても仕方がありません。

なぜ不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を導入しなかったのか、行政措置なしに、不利益取扱いを抑止できると考えられるのか、衛藤国務大臣のご見解を伺います。

### **(立証責任の緩和について検討規定を置く必要性)**

あわせて立証責任の緩和についてお尋ねします。

事業者が、通報者に対して 不利益な取扱いをしても、事業者には、民事上の損害賠償責任等が生じる可能性があるに過ぎず、通報者は、裁判において、圧倒的に資金力や情報、交渉力のある事業者を相手に、自らのお金と労力と時間をかけて戦い、勝訴する以外に、不利益取扱いがもたらした被害を回復する手段はありません。

通報者が解雇などの不利益取扱いを受けて提訴した場合、公益通報者保護法で保護されるには、その不利益取扱いが、通報を理由とするものであるという立証を、通報者自らが行われなければなりません。

人事等に関する情報や証拠資料は、事業者側に偏在していることが多く、その立証は通報者にとって大きな負担となっています。この立証責任の緩和について、消費者委員会の答申では「今後必要に応じて検討」となっております。消費者委員会における議論の過程においては、特に解雇は重大な影響を与える不利益取扱いであることから、通報者の立証の負担を軽減し、法令遵守のための適切な通報を安心してできるよう、立証責任を緩和することへの賛成意見が多いものでありました。

本改正案によっても、不利益取扱いの救済手段が裁判しかないのであれば、公益のために通報したことに鑑み、立証責任を事業者に転換すべきであります。答申に至る経過を踏まえれば、立証責任の緩和について、少なくとも本改正案に検討規定を置く必要があると考えますが、衛藤国務大臣のご見解を伺います。

#### **(不利益取扱いの是正措置を検討事項とした理由)**

また、答申では「命令制度の導入及びそれを前提とした刑事罰の導入については、今後、必要に応じて検討を行うべきである」とされておりました。

本改正案では、不利益取扱いに対する行政措置の導入は見送られておりますが、本改正案の附則には、不利益取扱いの是正に関する措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる旨の検討規定が置かれております。喫緊の課題である不利益取扱いの是正に関する措置を本則に規定せず、検討事項にとどめた理由をお答えください。また、この検討の対象には「命令制度の導入及びそれを前提とした刑事罰の導入」も含まれると考えますが、衛藤国務大臣は、いかが、お考えでしょうか。

#### **(厚生労働省との連携の必要性)**

今般の改正案で、不利益取扱いに対する行政措置を規定しなかった理由について消費者庁は、不利益取扱いに対する行政措置について「事実認定が難しく、調査体制も整っていない」としております。消費者庁として「不利益取扱いに対する行政措置は必要と考えるが、調査体制が整っていない」というのであれば、早急に体制を整え、事実認定を行えるようにすべきです。衛藤国務大臣の見解をお聞かせください。

また、不利益取扱いに対する行政措置を導入した場合、消費者庁の体制を考えると関係行政機関との連携が必要不可欠です。特に、各省庁に寄せられる外部通報の97%が厚生労働省に寄せられていることを踏まえれば、厚生労働省との緊密な連携は必須です。

そこで加藤厚生労働大臣にお伺いします。不利益取扱いに対する行政措置を導入することについて、厚生労働省は反対の立場でしょうか。

厚生労働省が反対したから、厚生労働省が消費者庁との連携を拒否したから、不利益取扱いに対する行政措置の導入が見送られた、と理解しても良いのでしょうか。

そもそも、現行法の第一の目的は、労働者である公益通報者の保護を図ることであつたことを鑑みれば、厚生労働省が主体的に協力をするのが当然のことではあると考えます。

厚生労働省は、公益通報者保護法をどのように評価しているのか、加藤大臣の答弁を求めます。

消費者庁は、「消費者行政の司令塔」として10年前に誕生しました。

本改正案の検討過程において、この「司令塔」機能は存分に発揮されているのでしょうか。とてもそうとは思えません。消費者庁が、消極的な厚生労働省を説得し、公益通報者保護法が実効性をもって機能するように協力を取り付けることは当然の責務です。なぜ消費者庁の司令塔機能を働かせないのか、衛藤国務大臣の答弁を求めます。

### **(退職者の期間制限を「1年」とすることの是非等)**

次に、通報者の範囲の拡大についてお尋ねします。

本改正案では、保護される通報者として、退職者を追加することとされていますが、「退職後1年以内に通報した者」との限定がなされています。

答申では、期間制限を設けないことが望ましいとした上で、退職後一定期間内の者に限定する場合には、労働基準法で労働者名簿の保存期間を3年と定めており、退職後3年以内とすることも考えられるとされています。さらに、労働者名簿の保存期間を5年に延長することを内容とする改正労働基準法が、既に施行されています。

通報の多くは1年以内、との調査結果もありますが、事業者から損害賠償請求や、退職金の返還請求を受けるリスクがあるため保護の必要性があります。退職後の通報

の場合に期間の制限を設ける理由と、なぜその期間が「3年」あるいは「5年」ではなく「1年」なのか、それぞれ合理的な説明を衛藤国務大臣に求めます。

終わりにあたり、私は、当選させて頂く前から、天台宗の僧侶として、現場で人と向き合い、公益に尽くす所存で参りました。

開祖である最澄のお言葉に『(己)おのれを(忘)わすれて、(他)たを(利)りするは、(慈悲)じひの(極)きわみなり』と言うものがあります。

自分のことは後にして、まず世の人の為に動く、それは真に仏さまの行いであり、深い慈悲である、という言葉です。

まさにこの言葉は、「己を顧みず、世のため、人のために、知らしめる者を守る」公益通報者保護制度の根幹に通じる教えだと思います。

ですから、この度の法改正を契機に、改めてこの「忘己利他」の言葉を念頭に、正直者が報われる「まっとうな世の中に」なることを心から切望し、また更なる厳格化の為に修正協議に応じていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。